

石川県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日

(令和5年10月30日一部変更)

目次

はじめに

- 1 本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

- 1 石川県の畜産業及び家畜衛生の現状・・・・・・・・・・ 3
- 2 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題・・・・・・・・ 4
- 3 指導等の実施に関する基本的な方向・・・・・・・・・・ 6

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

- 1 実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

- 1 飼養衛生管理の遵守状況及び埋却地確保状況に対する課題と指導方針・・・・・・・・ 11
- 2 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項・・・・・・・・ 11
- 3 2以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項・・・・・・・・ 18

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

- 1 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針・・・・・・・・ 20

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

- 1 県の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 飼養衛生管理者の選任、研修等・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 その他指導等の実施体制に関する事項・・・・・・・・・・ 23

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

- 1 協議会等の活用と相互連携に関する方針・・・・・・・・・・ 24
- 2 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針・・・・・・・・ 25
- 3 愛玩用飼養施設等への対応に関する方針・・・・・・・・・・ 26

(参考1) 令和3～5年度 優先事項等・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

(参考2) 令和5年度 サーベイランススケジュール等・・・・・・・・ 30

(参考3) 令和3～5年度 飼養衛生管理遵守指導スケジュール・・・・・・・・ 31

(参考4) 各主体における役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

(参考5) 石川県家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務実施要領・・・・・・・・ 33

はじめに

1 本計画について

家畜の所有者は、自らの財産である家畜を伝染性疾病から守るため、また、万が一、家畜の伝染性疾病が発生した際には、地域にまん延することを防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3により、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が義務づけられている。

国、県、市町、生産者団体、関連事業者は、畜産を支える立場から、適切な飼養衛生管理の実施を家畜衛生分野における最重要課題と位置づけ、家畜の所有者、法第12条の3の2により選任された飼養衛生管理者、家畜の飼養管理に従事する者等、家畜の所有・管理に関わるすべての者（以下、「飼養者等」という。）を、連携してサポートすることで、県内における飼養衛生管理の向上を図り、もって畜産振興に努めるものとする。

このことから、本計画は、飼養者等への飼養衛生管理基準の指導方針や、関係者との連携等について定めるものである。

- （1）本計画は、法第12条の3の3における飼養衛生管理指導等指針（以下「指針」という。）に即して法第12条の3の4に基づき策定する。
- （2）本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- （3）指針の変更、家畜伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理基準の遵守状況等を踏まえ、必要が生じた場合は、本計画を変更する。

2 本計画の考え方

飼養者等、国、県、市町、生産者団体、関連事業者は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止は畜産振興と一体であることを踏まえ、指針に定める主体ごとの役割を認識し、相互に連携して家畜衛生の向上に取り組む。

飼養者等は、近年の国内外での特定家畜伝染病の発生に鑑み、より適切な飼養衛生管理が求められていること、ひとたび発生すれば、社会的な影響が大きいことを踏まえて、自ら適切な飼養衛生管理に取り組む。また、家畜衛生に関する情報収集や、県や市町、生産者団体、関連事業者からの助言等を受け、より良い飼養衛生管理を行うための方策を積極的に講ずる。

県は、市町、生産者団体、関連事業者と協力し、家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）を主軸として、法に基づく家畜の検査を行うことに加え、飼養者等に対して、飼養衛生管理基準遵守の指導、家畜衛生についての情報提供を行う。また、家畜衛生に係る関係者の連携体制の整備等を行うなど、家畜衛生に資する施策を展開する。

市町及び生産者団体は、地域に精通する立場から、関連事業者は、その事業活動を行う中で、平時から飼養者等とコミュニケーションを図るとともに、国や県の施策に協力する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

1 石川県の畜産業及び家畜衛生の現状

(1) 家畜の飼養状況

県内の畜産の飼養戸数及び飼養頭羽数は、横ばい又は、減少傾向にある。

○県内の家畜飼養戸数

単位：戸、%

	牛					豚					鶏			
	戸数					戸数					戸数			
	乳用牛	肉用牛			計	一貫	繁殖	肥育	その他	計	採卵鶏	小規模	計	
前年		47	6	20										12
事業年	戸数	41	8	21	10	80	10	-	1	3	14	16	72	88
	前年比	87	133	105	83	94	100	0	100	100	93	80	94	91

		その他の家畜								
		戸数								
		馬	めん羊	山羊	鹿	あひる	うずら	きじ	だちよう (エミュー)	七面鳥
前年		18	5	19	1	9	2	5	-	1
事業年	戸数	18	4	21	1	9	1	4	2	1
	前年比	100	80	111	100	100	50	80	-	100

○県内の家畜飼養頭羽数

単位：頭羽、(鶏のみ)千羽、%

	牛				豚			鶏		
	飼養頭数				飼養頭数			飼養羽数		
	乳用牛	肉用牛		計	子取り雌豚	その他	計	採卵鶏	計	
前年		3,351	725							3,142
事業年	頭羽数	3,268	942	2,752	6,962	1,811	16,079	17,890	1,309	1,309
	前年比	98	130	88	96	86	99	98	104	104

		その他の家畜								
		飼養頭数								
		馬	めん羊	山羊	鹿	あひる	うずら	きじ	だちよう (エミュー)	七面鳥
前年		564	40	169	10	45	104	13	-	180
事業年	頭羽数	545	38	130	8	36	61	11	5	130
	前年比	97	95	77	80	80	59	85	-	72

※R4.2.1畜産振興・防疫対策課調べ：家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告

(2) 畜産関係者

家畜の所有者及び飼養衛生管理者、国、県のほか、県内の畜産業の現状把握や家畜衛生上の課題解決に関与する関係者を次の通りとする。

①市町：市町畜産担当課、金沢市食肉衛生検査所

②生産者団体：石川県養豚協会、石川県養鶏協会、石川県肉用牛協会、石川県家畜人工授精師会、全国農業協同組合連合会石川県本部、石川県農業協同組合中央会、石川県農業共済組合、(公社)石川県畜産協会、石川県酪農業協同組合、(一社)石川県金沢食肉公社、(一社)石川県農業開発公社

③関連事業者：（公社）石川県獣医師会、（一社）北陸配合飼料価格安定基金協会、石川県動物薬品器材協会、石川県家畜商業協同組合

(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況

【牛】令和4年7月末時点での調査で、施行前の飼養衛生管理マニュアルに関する項目を除き、遵守率が低い項目は、乳用牛では、「11 愛玩動物の飼養禁止」77%、「17-②農場専用のフロアマット等の使用」86%、「16-②衛生管理区域専用の衣服及び靴の適切な保管、交差汚染防止」91%等であり、肉用牛では、「11 愛玩動物の飼養禁止」77%、「17-②農場専用のフロアマット等の使用」82%、「31 飼養衛生管理マニュアルによる清掃消毒」87%であった。

【豚】令和4年7月末時点での調査では、全ての飼養者で全項目の遵守が確認された。

【家きん】令和4年10月から令和5年3月までに実施された重点7項目の調査で、愛玩を含む全ての飼養者で、遵守が確認された。また、100羽以上の飼養者を対象とした令和4年7月末時点での調査においても、全ての飼養者で全項目の遵守が確認された。

【馬】令和4年7月末時点での調査で、遵守率が低い項目は「4-②消毒の実施記録」77%、「6-①厩舎ごとの専用の靴」85%であった。

2 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 県内の過去10年間の家畜伝染病等の発生状況

病名		対象家畜	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
法定	腐蛆病	蜜蜂						1				
								9				
届出	牛伝染性リンパ腫	牛	8	12	13	14	15	9	13	17	14	12
			8	12	13	14	15	9	13	17	14	12
	サルモネラ症	豚		1								
				2								
	豚流行性下痢	豚		1								
				5								
	豚丹毒	豚	44	66	33	12	33	12	18	12	12	12
			44	66	38	12	34	12	18	13	18	18
	鶏伝染性気管支炎	鶏						1		2	1	6
								8		16	5	22
マレック病	鶏	4										
		4										
ロイコチトゾーン症	鶏			1				1				
				3				93				
伝染性嚢胞性皮膚炎	めん羊											1
												3
アカリダニ症	蜜蜂						2					
							2					

上段：戸数 下段：頭羽群数

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病は、2011 年以來県内発生はないが、国内の発生は増加傾向にある。 ・牛伝染性リンパ腫は、陽性農場の割合は高いが、発生はと畜場での摘発が主である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病は、県サーベイランス計画に基づく検査を中心とした監視体制の継続が必要。 ・牛伝染性リンパ腫は、淘汰なしでの清浄化は時間がかかり、発症率が低いことから、対策の継続が困難。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱は、県内の農場での発生はないが、野生いのししで発生が継続している。 ・豚流行性下痢 (PED) は、2014 年 (平成 26 年) に 1 戸で発生が認められた。 ・豚丹毒は、発生はと畜場での摘発によるものであり、発生農場は限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱は、野生いのししで発生があることから、ワクチン接種の継続及び飼養衛生管理基準の徹底、特に「Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止」「Ⅲ衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止」が必須。 ・PED は、国内での発生が継続していることもあり、ワクチン接種の推進が必要。 ・豚丹毒は出荷時の健康観察について注意喚起が必要。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザは、農場での発生はないが、県内でも 2023 年に 3 羽の野鳥でウイルスが確認されている。 ・鶏伝染性気管支炎、ロイコチトゾーン症などの疾病が散発している。特に鶏伝染性気管支炎は、特定の農場で慢性化が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザは、毎年渡り鳥がウイルスを伝播することから、飼養衛生管理基準の徹底、特に「Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止」「Ⅲ衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止」が必須。 ・その他疾病は、管理失宜に対し注意喚起が必要。

(3) 関係者の役割 (参考 4「各主体における役割」参照)

- ①家畜所有者：必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
飼養衛生管理者：衛生管理区域ごとの適正な飼養衛生管理の実施を担保する。
- ②国：飼養衛生管理基準及びその指導等に係る基本的方針、必要な手続き等を定める。
- ③県：地域の実情に即して、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。
- ④市町：国及び県が行う施策に協力する。また、自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動について必要な支援を実施するよう努める。
- ⑤生産者団体：④市町と同様。
- ⑥関連事業者：家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。

3 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 県が実施する事項

① 家畜防疫員による遵守状況の確認

家畜防疫員は、農場ごとに飼養衛生管理状況を的確に把握したうえで、飼養衛生管理基準を遵守しているかどうかを判断し、遵守されていない場合には、農場の状況に応じた改善策を具体的に示し、速やかに改善するよう指導を行う。

② 飼養者等への情報の周知

国から提供を受けた発生状況等に関する情報は必要に応じ速やかに、メール又は FAX 等で、全ての飼養者等及び県畜産協会に周知する。パンフレット等を作成し、提供する場合は、図や絵を利用するなどして、誰でも分かるように心がける。

③ 市町、生産者団体、関連事業者との協働体制の構築

家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町、生産者団体、関連事業者と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要があり、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組む。また、特定家畜伝染病が発生した場合には、関係者が一体となって対応する必要があることから、対応力を高めるため、発生を想定した訓練を毎年実施する。

④ 家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

家畜の所有者及び飼養衛生管理者のメールアドレスの聴取を行い、メールアドレスを所有していない者に対しては、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保により、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境整備を行うよう指導する。

⑤ 生産性向上を阻害する疾病の低減

飼養者等に対し、呼吸器病や下痢症、乳房炎等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、特定症状以外の異状を呈する家畜を発見した場合は、直ちに獣医師等の診療若しくは指導又は家保の指導を受け、原因を追及するよう、指導する。

⑥ 動物用医薬品の適正な流通・使用

獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう、飼養者等へ指導を徹底する。

⑦ 野生動物への対策強化

市町、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。また、飼養者等に対し、

野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等について指導又は助言を行う。

⑧ 指導計画の策定及び変更

飼養衛生管理指導等計画は、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれその理由及び指導時期を明らかにする（参考1）。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全ての家畜の所有者若しくは飼養衛生管理者に対する必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、県ホームページ上で公表する。また、指導計画の策定及び変更に当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュールを3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて変更を行う。

なお、指導等計画を策定・変更する際は、事前に策定・変更（案）を大規模所有者及び生産者団体に意見照会したうえで公表を行う。

⑨ 大規模所有者における発生時対応計画の策定

「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、採卵鶏20～50万羽の飼養者（4戸が対象）において、高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた対応計画を令和4年9月末に策定しており、必要に応じて適宜見直しを行う。また、県内最大飼養規模（令和5年3月時点で39万羽）での本病発生を想定した防疫資材の備蓄を継続して実施する。

（2）具体的な指導等の実施方向

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、以下①～⑦に挙げる指導等を行う。

- ① 家畜防疫員は、飼養衛生管理者に対し、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号消費・安全局長通知）の別添1のチェックシートを利用した自己点検を、小規模飼養者は年1回以上、その他は月1回以上行い、万が一不備が認められた場合には速やかに改善するよう周知・指導する。なお、全ての家畜の飼養衛生管理者に対しては、渡り鳥シーズン前の9月及び10月については、

特に念入りに自己点検を徹底し、シーズン中は不備がないことを毎月確認すること、及びその結果を、家畜の所有者と共有するよう指導する。また、全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを指導する。

- ② 家畜防疫員は、飼養衛生管理者が実施した自己点検結果について、原則として牛：1回/3ヶ月、豚：4～11月の間1回/月、12～3月の間に1回、鶏：5～10月の間に1回、11～4月の間1回/月の頻度で、立入の際に確認する。なお、野鳥の対応レベルが引き上げられた時など、疾病の発生リスクが高まった際には、家保への報告を求める。
- ③ 家畜防疫員は少なくとも年1回以上、牛等及び豚は北部家保は11～1月、南部家保は11～3月（豚は11～1月、牛等は1～3月）、馬は北部家保は2～3月、南部家保は1～3月、家きんは渡り鳥シーズンの前（10月）までに、各家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、飼養衛生管理者が実施する自己点検と同じチェックシートを利用し、確認を行う。その際、家畜の所有者が法第12条の4第1項による定期報告等、家保に提出された直近の自己点検の結果も併せて確認のうえ、指導又は助言を行い、継続指導に限って電話、写真、動画での確認を可とする。当該指導等の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、「石川県家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務実施要領」（令和2年10月1日付け畜産第1339号石川県農林部長通知）（以下、「県事務実施要領」）に基づき、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- ④ 県は、市町、生産者団体、獣医師等により、飼養衛生管理基準遵守状況の情報収集を行う場合は、事前に必要な知識及び技術の習得又は向上に関する研修等を実施する。なお、市町、生産者団体、獣医師等は、情報収集の際、飼養者等に対し、国又は県が作成する自己点検の方法等のパンフレット等を示して、行うことができる。
- ⑤ 県は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、指導等については、指導計画に即して、計画的に実施するよう努める。なお、②及び③の結果、家畜の伝染性疾病発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更することができる。
- ⑥ 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について、市町、生産者団体の連携を図るため、協議会等の設置を進めるとともに、家畜の所有者による自主的な取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。
- ⑦ また県は、家畜の所有者をはじめとする畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプラ

イアンスの導入を推進するとともに、研修会等を利用し家畜の所有者に対し周知を行う。特に規模拡大を行う場合は、事業実施主体に対し、埋却地等の確保が確実に図られているか必ず確認し、その結果について報告することを求める。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

1 実施方針

- (1) 県は、家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知）に基づき国が示した、全国的に浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその方法に沿って、法第 5 条第 1 項又は第 51 条第 1 項に基づき、全国的サーベイランスを実施する。また、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。
- (2) さらに県は、野生動物が感染源及び感染拡大の主要な要因となるアフリカ豚熱及び豚熱については、防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等と連携し、平常時から死亡及び捕獲いのししに対するサーベイランスを徹底する。
- (3) 家畜防疫員は、サーベイランス、病性鑑定、と畜検査結果等の家畜の所有飼養者等に還元できる情報は、可能な限り速やかにメール、電話等で伝達を行った後、当該所有者のみならず、県内及び国内のデータを含め、図表等を用いて分かりやすく、かつ飼養衛生管理向上につながる内容を含めて、資料提供を行う。また、家畜の所有者のニーズに合わせ、編集及び積み上げが可能な電子媒体での提供を推進する。このほか、投薬履歴やと畜検査結果、家畜共済等のデータも農場に対する指導に有用な情報となることから、必要に応じて情報収集を行い、飼養者等に情報提供を行う。
- (4) 県は、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法など）は毎年作成し、必要に応じて県公報等により公表を行う（参考 2）。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

1 飼養衛生管理の遵守状況及び埋却地確保状況に対する課題と指導方針

(1) 飼養衛生管理の遵守状況

豚及び家きん飼養農場については、国内で特定家畜伝染病の発生があり、家畜防疫員による指導も進んでいることから、規模に関わらず飼養衛生管理者の意識は高い。しかし、飼養衛生管理マニュアルを運用し、必要に応じて改定を行っていくことに加え、毎日の記録の作成及び保管、施設の維持管理の継続が課題であり、毎月の自己点検の習慣づけを促進する。

その他の家畜においては第一章の1の(3)のとおり不遵守項目があるため、飼養衛生管理マニュアルの運用と併せて改善指導を実施する。また、ハード面での施設整備が必要な項目については、消費・安全対策交付金事業の活用について、事業実施主体の生産者団体と連携し、積極的に推進する。

(2) 埋却地確保状況

現時点で、全家畜の所有者は埋却地又は焼却処理施設を確保している。埋却予定地が他に利用される等により、埋却予定地がない(不足する)家畜の所有者が生じた場合は、県は、市町と連携し、公有地の確保を行う(市町有地→県有地の順)。

さらに県は、家畜の所有者があらかじめ予定していた埋却地が、周囲の居住状況の変化や地盤等の状況により、埋却作業開始直前で埋却地に適さないと判断される場合に備え、市町等関係機関と連携し、利用可能な焼却施設及び各市町別の公有地のリストを作成する。また、移動式焼却装置及びレンダリング装置の設置場所の検討を行うなど、代替措置について調整を行う。

2 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

(1) 家畜防疫員が家畜の所有者に対し、重点的に指導等を実施すべき事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、鹿、めん羊及び山羊	①家畜の所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ⑥特定症状が確認された場合の早期通報 ⑦埋却等の準備	全域 通年	立入
豚	①家畜の所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管	全域 通年	立入

豚	<ul style="list-style-type: none"> ⑤処理済みの飼料の利用 ⑥衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ⑦畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ⑧畜舎外での病原体による汚染防止 ⑨野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修 ⑩衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ⑪特定症状が確認された場合の早期通報 ⑫埋却等に備えた措置 			
鶏、あひる、うずら、きじ及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ①家きんの所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤衛生管理区域及び家きん舎ごとの手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用 ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修 ⑦衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ⑧特定症状が確認された場合の早期通報 ⑨埋却等に備えた措置 	全域	通年	立入
馬	<ul style="list-style-type: none"> ①家畜の所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤器具の定期的な清掃又は消毒等 	全域	通年	立入

【牛、鹿、めん羊及び山羊】

① 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築する。

② 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理者は、家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。なお、その内容は、図示や多言語化で全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・

消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定したものとす。また、作成マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底する。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底を行う。また、チェックシートを利用して、毎月自己点検を実施することを記載する。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていく。

③ 衛生管理区域の適切な設定

飼養衛生管理者は、衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定を行う。

④ 記録の作成及び保管

飼養者等は、衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管する。

⑤ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

飼養者等は、衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車両を消毒すること、特に車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物を介して病原体が持ち込まれ、又は持ち出されることがないようにする。

⑥ 特定症状が確認された場合の早期通報

飼養者等は、特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報を行う。

⑦ 埋却等の準備

家畜の所有者は、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずる。また、家畜の所有者は、平時より周辺住民と良好な関係を築き、埋却等の措置に対する理解の醸成に努める。

【豚】

① 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築する。

② 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理者は、家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。なお、その内容は、図示や多言語化で全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定したものとする。また、作成マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底する。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底を行う。また、チェックシートを利用して、毎月自己点検を実施することを記載する。なお、本マニュアルは、必要に応じて、発展的に改善を続けていく。

③ 衛生管理区域の適切な設定

飼養衛生管理者は、衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定を行う。

④ 記録の作成及び保管

飼養者等は衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管する。

⑤ 処理済みの飼料の利用

飼養者等は、肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を自ら調達して飼料として給与する場合には、加熱等の処理及び処理前後における交差汚染防止措置を適切に講ずる。

⑥ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

飼養者等は、衛生管理区域内に野生いのしし等が侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕を行う。

⑦ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒

飼養衛生管理者は、畜舎に立ち入る全ての者に、畜舎ごとの専用の靴を着用させるとともに、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等を実施させる。

⑧ 畜舎外での病原体による汚染防止

飼養者等は、畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜産間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用する。

⑨ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

飼養者等は、畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕を行う。

⑩ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

飼養者等は、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒する。

⑪ 特定症状が確認された場合の早期通報

飼養者等は、特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報する。

⑫ 埋却等に備えた措置

家畜の所有者は、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却施設を確保する。それらの確保が困難な場合、県又は市町に協力を依頼し、土地の確保、化製施設又は化製のための機械の利用に係る措置を講ずるに当たって、県から求められる取組を実施する。また、家畜の所有者は、平時より周辺住民と良好な関係を築き、埋却等の措置に対する理解の醸成に努める。

【家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及び七面鳥）】

① 家きんの所有者の責務の徹底

家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築する。

② 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理者は、家きんの伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。なお、その内容は、図示や多言語化で全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定したものとする。また、作成マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家きんの飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底する。特に家きんの飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底する。また、チェックシートを利用して、毎月自己点検を実施することを記載する。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ農場防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていく。

③ 衛生管理区域の適切な設定

飼養衛生管理者は、衛生管理区域の設定に当たり、家きんの飼養区域、家きんの飼養に係る物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定する。

④ 記録の作成及び保管

飼養者等は、衛生管理区域に立ち込んだ者、衛生管理区域において当該家きんの飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家きんが呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管する。

⑤ 衛生管理区域及び家きん舎ごとの手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用

飼養衛生管理者は、衛生管理区域内に立ち入る全ての者に、衛生管理区域及び各家きん舎への出入りのたびに手指消毒設備等を利用した手指の洗浄及び消毒を実施又は専用手袋を着用、並びに専用衣服及び専用靴を着用させる。その際、交差汚染防止のため、着脱前後の衣服等は、すのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること等の必要な措置を講ずる。

⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

飼養者等は、家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕を行う。また、飼養衛生管理者は、ウィンドウレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策を行うこと及びそれらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

飼養者等は、不要な資材等の処分、家きん舎周辺の除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒する。

⑧ 特定症状が確認された場合の早期通報

飼養者等は、特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家保に通報し、飼養衛生管理者は、早期通報の基準（通常の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）について具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践させる。

⑨ 埋却等に備えた措置

家きんの所有者は、法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却施設を確保する。それらの確保が困難な場合、県又は市町に協力を依頼し、土地

の確保、焼却施設又は焼却のための機械の利用に係る措置を講ずるに当たって、県から求められる取組を実施する。また、家きんの所有者は、平時より周辺住民と良好な関係を築き、埋却等の措置に対する理解の醸成に努める。

【馬】

① 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築する。

② 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理者は、家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。なお、その内容は、図示や多言語化で全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定したものとする。また、作成マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底する。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、衛生管理区域へ入る際の車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底する。また、チェックシートを利用して、毎月自己点検を実施することを記載する。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていく。

③ 衛生管理区域の適切な設定

飼養衛生管理者は、衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定する。

④ 記録の作成及び保管

飼養者等は、衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管する。

⑤ 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養者等は、飼養に係る各種器具、機材の消毒等を適切に実施する。

(2) 各年度の優先事項等

畜産振興・防疫対策課は、各年度の優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域、並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由について定め、県ホームページ上で公表を行う。(参考1)

(3) 家畜防疫員等による指導の頻度、内容、手法

家畜防疫員は、畜種及び規模により異なるが、全ての農場に2回/年～2回/月の臨床検査を実施する計画のため、その機会を十分活用し、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守指導を行う。不備が認められた事項については、行政指導を行うこととし、遵守が認められるまで繰り返し指導及び確認を行う。なお、遵守が認められない場合は、内容について家畜の所有者若しくは飼養衛生管理者と十分話し合い、指導方法について家保内で検討会を開催し、より効果的な提案を行うよう努める。それでも、正当な理由がなく遵守が認められない場合は、「県事務実施要領」に従い、法第12条の5に基づく、指導及び助言に移行する。

3 2以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- (1) 家保は家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとの、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路(感染方式)及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合は、家保は畜産振興・防疫対策課と協議のうえ、家畜の所有者に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 県は、家畜の飼養農場の戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。以下本項において同じ。)の策定並びに状況に応じた周辺住民に対する説明及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者に指導等を行う。特に、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。
- (4) 県は、家畜の所有者から(5)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。
また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

- (5) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

1 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、内灘町酪農団地においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置するとともに、制限区域内の豚等牛以外の偶蹄類飼養者も含めたまん延防止対策を事前に検討することが推奨される。
- (2) このため、(1)の自主的措置について、県は、国及び市町と相互に連携を図りながら、積極的に支援を行う。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

1 県の体制整備

(1) 家畜防疫員の確保及び育成

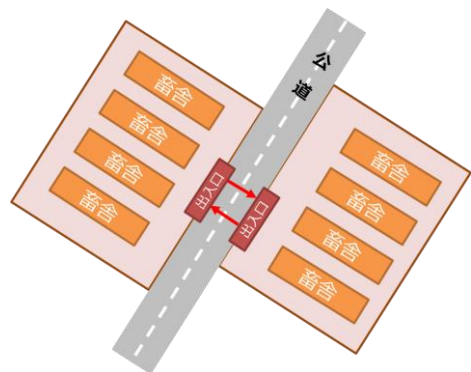
- ① 平常時から、修学資金の活用等により農林水産分野の本県獣医師職員の確保に努める。
また、公衆衛生部局の獣医師職員を家畜防疫員に任命するとともに、県職 OB 獣医師等を会計年度任用職員として臨時雇用するなど、家畜防疫員の確保に努める。
- ② 関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会等を積極的に受講するよう努める。なお、研修等の内容については、生産振興、農業経営支援等を担当する農林水産部内関係課、生活環境部関係課等と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

2 飼養衛生管理者の選任、研修等

(1) 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- ① 平常時から家畜と接している飼養者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて従事者等を指導することができる者であるかを担保する観点（②から④）から、家畜の所有者に選任について、指導を行う。
- ② 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う（※）。
※ なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、また、同一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能。
- ③ 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫

【図：イメージ】



手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置する。

④ 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任を見直すよう指導等を行う。

⑤ 飼養衛生管理者の変更等（氏名、連絡先等）があった場合は、毎年の定期報告に関わらず、遅滞なく管轄の家保に連絡を行うよう指導する。

(2) 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

① 県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。

- 海外及び国内（特に本県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- 飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- 本県の指導計画の内容
- その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

(年間計画) 令和5年度飼養衛生管理者向け研修会の開催予定

- 牛等対象 6月
- 豚対象 7月
- 家きん対象 6月

② 研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

(3) 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

① 県は、必要に応じて、メール又はFAXで、緊急性がないものについては立入を利用し、以下の情報を直接提供する。

- 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、飼養者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

② 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従事者を雇用している場合は、母国語等理解が容易な言語、あるいは日本語であっても平易な言葉や、図や写真を多用した掲示物等により、情報伝達を行う必要がある。こうした情報提供や指導は、家畜の所有者が、農場や外国人従事者の状況を把握し、主体となって取組む必要があるため、県は、こうした家畜の所有者の取組みについて、情報提供や助言を行う。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

3 その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 県は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。

(2) 県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号消費・安全局長通知）の別添2により、7月31日までに国へ報告する。

(3) 県は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。また、公表は、県ホームページ上で行う。

(4) 県は、埋却地の確保の状況を、「埋却地等の確保の状況について」（平成24年1月11日付け23消安第4929号消費・安全局動物衛生課長通知）の別添調査票により、毎年7月31日までに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

1 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
北陸三県 家畜衛生 技術検討 会	・ 富山県 ・ 福井県 ・ 石川県	平成 5 年	各県持ち回り	・ 家畜衛生に関する意見及び情報の交換に関すること
県境防疫 会議	・ 富山県 ・ 石川県	昭和 59 年	各県持ち回り (家保)	・ 県境を越えた人及び物品の移動状況に関すること ・ 最近注目される疾病と対策に関すること
県境防疫 会議	・ 福井県 ・ 石川県	平成 22 年	各県持ち回り	・ 県境を越えた人及び物品の移動状況に関すること ・ 最近注目される疾病と対策に関すること
県境防疫 会議	・ 岐阜県 ・ 石川県	平成 23 年	各県持ち回り	・ 県境を越えた人及び物品の移動状況に関すること ・ 最近注目される疾病と対策に関すること
石川県豚 熱感染拡 大防止対 策協議会	・ 全国農業協同組合連合会 石川県本部 ・ 石川県農業協同組合中央 会 ・ (公社) 石川県畜産協会 ・ 石川県養豚協会 ・ (公社) 石川県獣医師会 ・ (一社) 石川県猟友会 ・ 石川県森林組合連合会 ・ 市町畜産担当課 ・ 石川県	令和元年	(公社) 石川県 畜産協会	・ 経口ワクチンの導入に関すること ・ 経口ワクチンの散布に関すること ・ 野生イノシシにおける豚熱ウイルスの状況調査に関すること ・ その他必要と認めること
石川県オ ーエスキ ー病防疫 協議会	・ (一社) 石川県金沢食肉公 社 ・ 石川県養豚協会 ・ 養豚業者 ・ (公社) 石川県獣医師会 ・ 石川県農業共済組合 ・ (公社) 石川県畜産協会 ・ 金沢市食肉衛生検査所	平成 11 年	家保	・ 本病の防疫対策に関する こと

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業協同組合連合会 石川県本部 ・石川県動物薬品器材協会 ・市町畜産担当課 ・石川県 			
石川県飼養衛生管理検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・（公社）石川県畜産協会 ・全国農業協同組合連合会 石川県本部 ・石川県農業共済組合 ・石川県酪農業協同組合 ・（公社）石川県獣医師会 ・市町畜産担当課 ・石川県 	令和3年6月	畜産振興・防疫対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理の現況、埋却地の確保等に関すること ・家畜伝染病の発生時における、人員及び資材の融通、防疫措置に係る相互連携等に関すること

2 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

(1) 隣接する県で豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は県内及び隣接する県で野生動物において確認された場合には、家保は、該当する家畜の飼養者等に速やかに発生情報の提供を行い、飼養者等は飼養家畜の異状の有無を家保に報告する。また、県内家畜で発生した場合の家畜の所有者若しくは飼養衛生管理者への連絡は、県対策本部事務局の畜産団体等調整班が行い、併せて飼養家畜の異状の有無の確認を行う。

また、家保は「特定家畜伝染病防疫指針」及び「県防疫対策マニュアル」に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、当該疾病の発生・確認に伴い制限区域が設定された場合にあっては、周辺の家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。緊急点検は、直近の遵守状況調査結果を持参のうえ、家畜で発生の場合は管轄外家保の、野生動物で確認の場合は管轄家保の家畜防疫員が実施する。また同時に、飼養者等に対し農場内の緊急消毒の実施について指示を行い、状況確認を行う。

主要道路等の農場以外の消毒が必要と判断される場合は、発生各段階で立ち上がった県対策本部、県対策警戒本部、連絡会議等の指揮下において、実施の方針及び方法を決定する。

(2) 家保及び畜産振興・防疫対策課は、緊急点検の際、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、特に飼養衛生管理基準「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、「県事務実施要領」に基づき、改善すべき事項を記載した文書の提示により指導又は、必要に応じて勧告、命令を行う（法第34条の2）。

- (3) また、家保は周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家保の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

3 愛玩用飼養施設等への対応に関する方針

- (1) 家畜防疫員は、観光牧場、動物園、自宅屋内飼養者等については、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を、明示的に指導等を行う。

- ① 観光牧場については、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」（令和2年10月1日）に基づき、指導等を行う。
- ② 動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考1)

令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none">・家畜の所有者の責務の徹底・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域	<ul style="list-style-type: none">・基本的な意識の向上と、施行日前のマニュアル整備を目指すため	通年
豚	<ul style="list-style-type: none">・家畜の所有者の責務の徹底・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域	<ul style="list-style-type: none">・基本的な意識の向上を目指すため	通年
家きん	<ul style="list-style-type: none">・家きんの所有者の責務の徹底・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・衛生管理区域及び家きん舎ごとの手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域	<ul style="list-style-type: none">・基本的な意識の向上と、施行日前のマニュアル整備を目指すため・R2-R3 シーズンに引き続き高病原性鳥インフルエンザの流行が危惧されるため	通年
馬	<ul style="list-style-type: none">・家畜の所有者の責務の徹底・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	<ul style="list-style-type: none">・基本的な意識の向上と、施行日前のマニュアル整備を目指すため	通年

令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 処理済みの飼料の利用 ・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・ 畜舎外での病原体による汚染防止 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 埋却等に備えた措置 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝染性疾病発生予防に有効なため 	通年
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域及び家きん舎ごとの手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 埋却等に備えた措置 	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝染性疾病発生予防に有効なため 	通年

令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・ 埋却等の準備 ・ 愛玩動物の飼養禁止 	県内全域	・ 伝染性疾病発生予防に有効なため	通年
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 器具の定期的な清掃又は消毒等 	県内全域	・ 伝染性疾病発生予防に有効なため	通年
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域及び家きん舎ごとの手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修 	県内全域	・ 伝染性疾病発生予防に有効なため	通年

(参考2)

(1) 令和5年度 サーベイランススケジュール

畜種	対象とする疾病等	検査、注射 薬浴、投薬 の区分	実施地域あるいは施設の飼養頭数		対象畜種の範囲及び事業量(頭羽数)		実施時期	摘 要
			実施地域名あるいは 実施施設のカ所数	左の区域の 飼養頭羽数	対象畜種の範囲	事業量		
牛	ヨーネ病	検査	県内全域	6,962頭	家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第1号から第4号までに掲げる牛	2,126頭	年間	リアルタイムPCR法、リアルタイムPCR法、モニタリング検査
牛	サルモネラ症	検査	県内全域	6,962頭	県外導入牛、放牧預託牛	630頭	年間	細菌検査
牛	牛ウイルス性下痢	検査	県内全域	6,962頭	県外導入牛、その産子及び県内全酪農家のバク乳	192頭	年間	PCR、ウイルス分離、中和試験
牛	アカバネ病	検査	県内全域	6,962頭	実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が認める ワクチン未接種の未経産牛	200頭	6～11月	中和試験
牛	伝達性海綿状脳症	検査	県内全域	6,962頭	月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した起立不能牛の死体、96月以上の死亡牛	50頭	年間	ELISA法
豚	オーエスキー病	検査	県内全域	17,890頭	実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚	140頭	年間	ラテックス凝集反応
豚	豚熱	検査	県内全域	17,890頭	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき各農場で抽出する繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚	1,800頭	年間	ELISA法、中和試験
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	検査	県内全域	1,308,412羽	実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	860羽	年間	ELISA法、ウイルス分離、寒天ゲル内沈降反応
めん山羊・鹿	伝達性海綿状脳症	検査	県内全域	176頭	18ヶ月齢以上の死亡めん山羊・鹿	5頭	年間	検査材料を動物衛生研究所へ送付
みつばち	腐蝕病	検査	県内全域	953群	実施区域内で飼養されている蜜蜂	2,100群	4、9月	臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査
野生いのしし	豚熱	検査	県内全域	-	捕獲されたいのしし・発見された死亡いのしし	1,000頭	年間	PCR、ELISA法
野生いのしし	アフリカ豚熱	検査	県内全域	-	捕獲されたいのしし・発見された死亡いのしし	1,000頭	年間	PCR
豚	豚熱	注射	県内全域	17,890頭	実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚	40,000頭	年間	豚熱生ワクチン

(2) 臨床検査は、牛1回/月、家きん1,000羽以上2回/月・100羽以上1回/月、豚1回/月実施する。その他、めん山羊、鹿、小規模家きん、愛玩豚については、2回/年実施する。

(参考3)

令和 3～5 年度飼養衛生管理基準遵守指導スケジュール

	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生産者からの定期報告				政令 生産者から (牛 豚 馬 県)へ提出	政令 生産者から (牛 豚 馬 県)へ提出	政令 生産者から (親)へ提出	政令 生産者から (親)へ提出			国から公表(※)	国から公表(※)	国から公表(※)			
畜産施設・防疫対策 県から 国へ報告	(豚) 国へ報告			法律 指 導 計 画 策 定			指 針		指 導 状 況 の 随 時 報 告 、 国 か ら 公 表						
家保による確認・指 導			旅 行 前 重 点 指 導 期 間	豚・工 コ フ イ ー ド 及 び 飼 養 衛 生 マ ニ ュ ア ル 旅 行			旅 行 前 重 点 指 導 期 間		随 時 、 指 導 及 び 指 導 の 実 施						

(参考4)各主体における役割

(関連ページ)	家畜所有者	飼養衛生管理者	国	県	市町	生産者団体	関連事業者
主な役割 (5P)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び技術の習得に努める。 飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域ごとの適正な飼養衛生管理の実施を担保する 	<ul style="list-style-type: none"> 国家防疫の観点から、飼養衛生管理基準や、指導等に係る基本的方針、必要な手続き等を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即して、柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国又は県が行う施策に協力する。 自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動について必要な支援を実施するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。 	
家畜衛生上の課題に対する対応 (5～7P)	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。 国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する(メールアドレスの取得)。 従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底する。 衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者である全従業員で平時から訓練する。 生産性を阻害する疾病への認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守徹底とする。 異状畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報する。 衛生管理区域周囲の除草、防護柵、防鳥ネットの設置を講ずる。 大規模農場は、発生を想定した対応計画の策定に協力する。 		<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識の普及、情報の収集及び提供を行い、人材の養成及び確保並びに資質の向上、迅速かつ的確な連絡体制の整備等、協働体制の構築に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 野生動物の捕獲及び清浄性又は浸潤状況を確認するための検査並びに野生動物の処理、ゴミ箱や看板の設置等を推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準の内容の普及を図る。 従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させる。 立入検査時の内容及び安全性について理解を得るとともに、所有者等との信頼を構築し、衛生管理状況の把握に努める。 連絡体制の確保及び疾病発生時の対応の周知に努める。 家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行う。 抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通及び使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。 大規模農場の発生時対応計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。
基本的な方向 (7～9P)		<ul style="list-style-type: none"> 農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、毎月、飼養衛生管理者が自己点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会等の設置を進めるとともに、家畜の所有者等による自主的取組を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理者が自己点検を行うよう指導する 飼養衛生管理指導等計画を策定。毎年度、優先的に指導を実施する事項、畜種等を公表する。 指導計画の実施にあたるスケジュールを作成する。 毎年、全農場の飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。(写真、動画、電話、管理獣医師、市町職員等による情報収集は可能) 管理獣医師、市町職員等による情報収集を行う場合は、これらの者に対する研修を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認に係る情報収集について、必要に応じて協力する。 	
飼養衛生管理の遵守状況、発生状況及び動向の調査 (10、25P)			<ul style="list-style-type: none"> ICT等をを活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討を進める。 、毎年度、全国的に浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその方法を示すため、家畜防疫対策要綱に基づき「家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について」を発出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が発出する通知に基づき、全国サーベイランスを実施する。 地理的状況、各地域における監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。 飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定結果に係る情報等について、整理、分析、情報提供し理解醸成に努める。 特定家畜伝染病防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携し、平時から死亡いのししを中心としたサーベイランスを徹底する。 悪性の家畜伝染病が発生時には、サーベイランスを実施する。 			
飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項等 (11～19P)	<ul style="list-style-type: none"> 埋却地又は焼却施設の確保を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> 家畜の種類ごとに、本指針に記載される事項について、重点的に指導等を行う。 病原体の生存性及び伝播経路(感染方式)並びに感染した家畜の病態等について、市町及び生産者団体と連携して周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準以外の措置が必要となった場合に、所有者等に対し指導を行う。 埋却地として利用可能な土地に関する情報等を提供する。 			<ul style="list-style-type: none"> 病原体の生存性及び伝播経路(感染方式)並びに感染した家畜の病態等の周知について、国及び県と連携する。
飼養衛生管理基準の状況の確認及び指導等の実施方法			<ul style="list-style-type: none"> 技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。 ICT等をを活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明を行う。 			

	家畜所有者	飼養衛生管理者	国	県	市町	生産者団体	関連事業者
自主的措置の活性化 (20P)			<ul style="list-style-type: none"> 家畜所有者による自衛防疫団体等を設置するよう、全国の優良事例、取組に対する支援措置の紹介等を行うことにより、積極的に促進する。 有益な技術的助言、専門家の派遣等を行う。 各地域の生産者団体、獣医師会、共済団体、猟友会等が連携して、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止措置に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国と連携し、家畜所有者による自衛防疫団体等を設置するよう、全国の優良事例、取組に対する支援措置の紹介等を行うことにより、積極的に促進する。 各地域の生産者団体、獣医師会、共済団体、猟友会等が連携して、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止措置に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。 有益な技術的助言、専門家の派遣等を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 家畜所有者が作成する農場ごとのマニュアルの作成、自己点検等について、組織する協議会等を通じて技術的な助言等を積極的にを行う。 	
家畜防疫員の確保及び育成 (21P)			<ul style="list-style-type: none"> 家畜衛生講習会等の複数回開催など、研修会及び講習会の機会を充実する。 カリキュラムの充実や開催回数の増加等を進めるとともに、ICTを活用したWEB研修や、eラーニングの活用等の検討を進める。 各県の研修会への技術的助言、専門家の派遣、経費の支援等を行う。 国内外の家畜伝染病の発生状況、最新の科学的知見、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的助言等について、県等に対して逐次情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間獣医師の家畜防疫員への任命、修学資金の活用等による県の獣医師職員の確保、公衆衛生部局の獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師の活用等を進める。 家畜防疫員向けの研修会等を積極的に開催していくよう努める。 			
飼養衛生管理者の選任・研修等 (21～23P)	<ul style="list-style-type: none"> 県から、衛生管理区域において適正に飼養衛生管理が行われているかを確認及び指導することが困難と認められる指導を受けた場合は、飼養衛生管理者の選任を見直す。 		<ul style="list-style-type: none"> 外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。 技能実習生の受け入れ団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。 各県が実施する研修機会の提供に際し、技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。 各県における優良事例の共有をはじめ、必要な情報共有を行う。 緊急の場合には、直接飼養衛生管理者に情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域において適正に飼養衛生管理が行われているかを確認及び指導することが困難と認められる場合には、家畜所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況の見直しを行うよう指導する。 年1回以上、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図ることのできるよう研修の機会を提供する。 国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できるメールアドレス等の提供を依頼する。 必要な情報を直接飼養衛生管理者に提供する。 			
その他指導等の実施体制に係る事項 (23P)			<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回以上、県ごとの家畜の飼養衛生管理の状況、指導計画の実施状況及び家畜防疫員の確保状況をホームページで公表する。 県の取組について、優良事例、又は注意喚起を行うべき事例について広く情報共有を図るべきと考えられるときは、逐次、事例の概要、事例発生が発生した県等をホームページで公表する。 必要に応じて、第34条の3に基づく資料の提供を県に依頼する。 県の事務の執行が不十分であると考えられる場合は、第47条に基づき、県知事に対し、その事務の適正な執行に係る指示を文書にて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導等計画の国への報告の際、年間指導スケジュールを添付し、国から助言があった場合は、可能な限りその助言を反映させるよう努めるものとする。 家畜の飼養衛生管理の状況、指導計画の実施状況及び家畜防疫員の確保状況を、翌年2月1日までに国へ報告する。 命令違反者を公表する場合は、家畜の飼養農場の名称、代表者名等を速やかに公表するとともに速やかに国へ報告する。 			
協議会等の活用と相互連携 (24～25P)			<ul style="list-style-type: none"> 農政局のブロック等地域ごとに協議会を組織し、相互に連携するものとする。 協議会同士でも情報共有等を図り、相互に連携する。 必要な技術的助言、専門家の派遣、協議会、研修会等の開催に係る経費の支援を行う。 関係県間の協議会については、オブザーバーとして参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町と県内域内における協議会等を設置するよう努める。 生産性を阻害する慢性疾患対策等の家畜衛生上の課題が共通する広域の地方公共団体間には、協議会等を組織することができる。 			
発生時の緊急的対応 (25P)				<ul style="list-style-type: none"> 発生時における周辺農場について、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。 必要な場合、第34条の2に基づき勧告又は命令を行う。 特定症状の早期通報がなされるよう、発生状況、管轄家畜保健衛生所の連絡方法、通報が必要となる症状について周知する。 農家が飼養衛生管理基準を遵守できるよう従前から円滑な連絡体制を予め構築する。 			
愛玩用飼養施設等に係る対応 (26P)				<ul style="list-style-type: none"> 観光牧場、愛玩動物飼育者等に対しても本指針及び指導計画の対象とし、飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導する。 畜産部局以外の部局と適切に連携して指導等に当たる。 			

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務実施要領

制 定 令和2年10月1日 畜産第1339号
一部改正 令和3年10月1日 畜産第1027号
石 川 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第1条 この要領は、家畜の所有者(当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)における飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(以下「法」という)第12条の3第1項及び第2項に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防対策の強化を図るため、法第12条の5の規定による指導、助言、法第12条の6の規定による勧告、命令、公表及び法第34条の2の規定による勧告、命令、公表に係る措置について、必要な事項を定めるものである。

(飼養衛生管理指導等計画の策定)

第2条 県は、法第12条の3の4に規定する、飼養衛生管理指導等計画を定める。

(飼養衛生管理基準の遵守状況の把握)

第3条 南部及び北部家畜保健衛生所長(以下「家保所長」という。)は、前条の飼養衛生管理指導等計画に基づき、法第51条第1項の規定による立入検査の定期的な実施(原則として年1回以上)等により飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き及びチェック様式を活用して実施するとともに、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果を合わせて確認する。

(行政指導)

第4条 家畜防疫員は、前条による飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について不遵守を確認した場合には、行政手続法(平成5年法律第88条)の定めるところにより、当該家畜の所有者に対し、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を、文書(様式第1号)にて指導する。

- 2 改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。
- 3 遵守に必要な施設又は設備の整備に時間がかかることが明らかな場合、設備の種類、完了予定日、契約日等の具体的な情報が記載された施工計画書又は家畜の所有者と家畜保健衛生所との間で当該内容を確認した確認文書を作成する。
- 4 家畜防疫員は、改善措置が完了した旨の報告があった日、又は指導に基づく改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に速やかに立入検査を行い、履行状況の確認を行う。

(指導及び助言)

第5条 前条に基づく指導を受けた家畜の所有者が、正当な理由なく当該指導に従わず、定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、家保所長は、畜産振興・防疫対策課長に報告するものとする。

(参考5)

- 2 前項による報告を受けた場合、法第12条の5の規定により、県（知事）は文書を交付し、指導又は助言をするものとする。
- 3 前項の文書は、知事が不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示した指導・助言書（様式第2号）を交付して行うものとする。
なお、改善措置を講ずべき期限については、原則1週間以内であり、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。
- 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による指導等が行われたときは、指導等の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
- 5 家保所長は、改善措置が完了した旨の報告があった日、又は指導・助言書に基づく改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に速やかに指導等の内容の履行状況を確認し、確認結果について指導・助言結果報告書（様式第4号）を作成し、畜産振興・防疫対策課長に提出するものとする。

(発生防止のための勧告)

- 第6条 前条に基づく指導等を受けた家畜の所有者が、正当な理由なく当該指導等に従わず、指導・助言書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、家保所長は畜産振興・防疫対策課長に報告するものとする。
- 2 畜産振興・防疫対策課長は、前項による報告を受けた場合、速やかに家保所長と共に立入検査を実施するものとする。
 - 3 前項の立入検査により、飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。
 - 4 前項に基づく勧告は、知事が不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示した勧告書（様式第5号）を交付して行うものとする。なお、改善すべき期限として定める期間は原則1週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間）とする。
 - 5 畜産振興・防疫対策課長は、前項による勧告が行われたときは、勧告の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
 - 6 家保所長は、勧告内容の履行状況を確認し、確認結果について勧告結果報告書（様式第6号）を作成し、畜産振興・防疫対策課長に提出するものとする。
 - 7 畜産振興・防疫対策課長は、勧告結果報告書の提出があった場合又は勧告書に基づく改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、勧告内容の履行状況を確認するものとする。

(発生防止のための命令)

- 第7条 知事は、前条に基づく勧告を受けた家畜の所有者が、勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。
- 2 前項の命令は、知事が命令書（様式第7号）を交付して行うものとする。
なお、勧告に係る措置を講ずべき期限については、原則1週間とする。
 - 3 法第12条の6第2項の規定による命令をする場合は、当該家畜所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。

(参考5)

- 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による命令が行われたときは、命令の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
- 5 畜産振興・防疫対策課長は、命令書に定める期限経過後、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、命令内容の履行状況を確認し、命令結果書（様式第8号）を作成するものとする。

（発生防止のための公表）

- 第8条 知事は、前条に基づく命令を受けた家畜の所有者が、命令書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第3項の規定による公表をするものとする。
- 2 前項の公表は、知事が公表書（様式第9号）を交付して行うものとする。
 - 3 法第12条の6第3項の規定による公表をする場合は、当該家畜所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。
 - 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による公表が行われたときは、国が別途示す様式により速やかに国へ報告し、公表の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
 - 5 畜産振興・防疫対策課長は、公表書に定める期限経過後、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、公表内容の履行状況を確認し、公表結果書（様式第10号）を作成するものとする。

（まん延防止のための勧告）

- 第9条 家保所長は、家畜伝染病の患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内で対象家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、畜産振興・防疫対策課に報告する。
- 2 畜産振興・防疫対策課長は、家畜の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
 - 3 前項に基づく勧告は、知事が不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示した勧告書（様式第5号、第12条の6を第34条の2に書き換えて使用）を交付して行うものとする。なお、改善すべき期限として定める期間は原則1週間とする。
 - 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による勧告が行われたときは、勧告の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
 - 5 家保所長は、勧告内容の履行状況を確認し、確認結果について勧告結果報告書（様式第6号）を作成し、畜産振興・防疫対策課長に提出するものとする。
 - 6 畜産振興・防疫対策課長は、勧告結果報告書の提出があった場合又は勧告書に基づく改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、勧告内容の履行状況を確認するものとする。

（まん延防止のための命令）

- 第10条 知事は、前条に基づく勧告を受けた家畜の所有者が、勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に

(参考5)

対し、法第34条の2第2項の規定による命令をすることができる。

- 2 前項の命令は、知事が命令書（様式第7号、第12条の6を第34条の2に書き換えて使用）を交付して行うものとする。
- 3 法第34条の2第2項の規定による命令をする場合は、当該家畜所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。
- 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による命令が行われたときは、命令の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
- 5 畜産振興・防疫対策課長は、命令書に定める期限（原則3日間）経過後、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、命令内容の履行状況を確認し、命令結果書（様式第8号）を作成するものとする。

（まん延防止のための公表）

第11条 知事は、前条に基づく命令を受けた家畜の所有者が、命令書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第34条の2第3項の規定による公表をすることができる。

- 2 前項の公表は、知事が公表書（様式第9号、第12条の6を第34条の2に書き換えて使用）を交付して行うものとする。
- 3 法第34条の2第3項の規定による公表をする場合は、当該家畜所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。
- 4 畜産振興・防疫対策課長は、前項による公表が行われたときは、公表の内容を指導等記録簿（様式第3号）に記載するものとする。
- 5 畜産振興・防疫対策課長は、公表書に定める期限経過後、速やかに家保所長と共に立入検査を実施し、公表内容の履行状況を確認し、公表結果書（様式第10号）を作成するものとする。

第12条 文書（指導・助言、勧告、命令、公表）の交付に当たっては、受領書（様式第11-1号、様式第11-2号）に受領した旨の押印を受けるものとする。

第13条 不遵守事項に対する法令の適用に疑義が生じた場合は、事前に国に照会するものとする。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

改正

令和3年2月22日 一部改正

令和3年10月1日 一部改正

(様式第1号)

指 導 書

年 月 日

様

(被改善指導者の氏名又は名称)

石川県〇〇家畜保健衛生所

家畜防疫員 氏 名

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第51条第1項の規定により、〇〇〇〇年〇月〇〇日に実施した立入検査の結果、同法第12条の3第1項の規定に基づく飼養衛生管理基準について、不遵守事項がありましたので、下記のとおり指導します。

記

- 1 指導の原因となる事実（不遵守事項）

- 2 指導の内容

- 3 具体的な改善方法

- 4 改善措置を講ずべき期限

(様式第2号)

指 導 ・ 助 言 書

畜 産 第 号
年 月 日

様

(被改善指導者の氏名又は名称及び住所)

石川県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第51条第1項の規定により、〇〇〇〇年〇月〇〇日に実施した立入検査の結果、同法第12条の3第1項の規定に基づく飼養衛生管理基準について、不遵守事項があり、改善する必要が認められましたので、同法第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 具体的な改善方法
- 6 その他必要な事項

(様式第3号)

整理番号	
------	--

指 導 等 記 録 簿

家畜の所有者	氏名・名称	_____
	住所	_____
管理者	氏名・名称	_____
	住所	_____
農場	名称	_____ 飼養畜種 _____
	所在地	_____

行政手続法の規定による指導

実施年月日	内 容

法第12条の5の規定による指導・助言

実施年月日	内 容

勧告

実施年月日	内 容

命令

実施年月日	内 容

公表

実施年月日	内 容

備考：

- ※ 本記録簿は農場ごとに作成すること。
- ※ 管理者の氏名・名称及び住所は家畜の所有者以外に管理者がある場合に記入すること。
- ※ 備考欄には「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過等を記入すること。
- ※ 本記録簿は2部作成し、家畜保健衛生所及び畜産振興・防疫対策課においてそれぞれ1部ずつ保管すること。

(様式第4号)

指導・助言結果報告書

○ 畜 第 号
年 月 日

畜産振興・防疫対策課長 様

石川県〇〇家畜保健衛生所長 印

下記のとおり報告します。

記

家畜の所有者	
住所	
飼養衛生管理者	
住所	
農場の所在場所	
畜種・飼養頭羽数	
改善指導等の原因 となる事実	
改善指導等の内容	
指導・助言書交付 年月日、文書番号	
改善措置の期限	

改善指導等内容の 履行状況	
勧告の必要性	

(様式第5号)

勸 告 書

畜 産 第 号
年 月 日

様

(被勧告者の氏名又は名称及び住所)

石川県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 勧告の原因となる事実
- 3 勧告の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 具体的な改善方法
- 6 その他必要な事項

(参考5)

(様式第6号)

勸告結果報告書

○ 畜 第 号
年 月 日

畜産振興・防疫対策課長 様

石川県〇〇家畜保健衛生所長 印

下記のとおり報告します。

記

家畜の所有者	
住所	
飼養衛生管理者	
住所	
勸告の原因となる 事実	
勸告の内容	
勸告書交付年月 日、文書番号	
改善措置の期限	

勸告内容の履行状 況	
履行状況確認日	
命令の必要性	

(様式第7号)

命 令 書

畜 産 第 号
年 月 日

様

(被命令者の氏名又は名称及び住所)

石川県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第2項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号により、本命令に対する弁明の機会が付与されます。弁明は、同法第29条第1項に規定する弁明書を、下記の提出先に下記の提出期限までに（必着）提出することにより行います（※）。また、弁明をするときには、証拠書類等を提出することができます。

※ 口頭による弁明の機会を付与する場合

弁明については、下記の弁明の日時に下記の弁明をする場所において行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 命令の原因となる事実及び理由
- 3 命令の内容
- 4 勧告に係る措置を講ずべき期限
- 5 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会を付与する場合にあっては、弁明の日時及び弁明をする場所）
- 6 その他必要な事項

(様式第8号)

命 令 結 果 書

年 月 日

〇〇〇〇年〇月〇日付けで命令書を交付した下記の者について、命令内容の履行状況を以下のとおり確認した。

家畜の所有者	
住所	
飼養衛生管理者	
住所	
命令の原因となる 事実	
命令の内容	
命令書交付年月 日、文書番号	
改善措置の期限	

命令内容の履行状 況	
履行状況確認日 及び確認者	
告発の必要性	

(様式第9号)

公 表 書

畜 産 第 号
年 月 日

様

(被命令者の氏名又は名称及び住所)

石川県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号により、本命令に対する弁明の機会が付与されます。弁明は、同法第29条第1項に規定する弁明書を、下記の提出先に下記の提出期限までに（必着）提出することにより行います（※）。また、弁明をするときには、証拠書類等を提出することができます。

※ 口頭による弁明の機会を付与する場合

弁明については、下記の弁明の日時に下記の弁明をする場所において行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 公表の原因となる事実及び理由
- 3 公表の内容
- 4 勧告に係る措置を講ずべき期限
- 5 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会を付与する場合にあっては、弁明の日時及び弁明をする場所）
- 6 その他必要な事項

(様式第10号)

公表結果書

年 月 日

〇〇〇〇年〇月〇日付けで公表書を交付した下記の者について、公表内容の履行状況を以下のとおり確認した。

家畜の所有者	
住所	
飼養衛生管理者	
住所	
公表の原因となる 事実	
公表の内容	
公表書交付年月 日、文書番号	
改善措置の期限	

公表内容の履行状 況	
履行状況確認日 及び確認者	
告発の必要性	

(様式第11-1号)

受 領 書

石川県知事 様

私は、飼養衛生管理基準に関する指導・助言書を受領いたしました。

年 月 日

住所

氏名

印

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる

(様式第11-2号)

受 領 書

石川県知事 様

私は、飼養衛生管理基準に関する勧告書（命令書、公表書）を受領いたしました。

年 月 日

住所

氏名

印

（注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる